

決算特別委員会議事順序

令和5年10月16日(月)
午前9時30分
大会議室

開 会

1 諸 報 告

2 付託議案審査

(1) 部局別審査 (病院局)

質 疑

(2) 部局別審査 (企業庁)

質 疑

3 議 事 打 切 り

4 日 程 通 告

閉 会

病院事業会計 貸借対照表(2023年3月31日)

区分		金額(億円)	区分		金額(億円)	
資産	固定資産	1811	負債	固定負債	1660	
	流動資産	303		企業債	1459	
				退職給付引当金	201	
				流動負債	316	
				繰延収益	252	
				負債の部合計	2227	
				資本	資本金	222
					剰余金	△335
					資本剰余金	67
					欠損金	△401
		評価差額	1			
		資本の部合計	△112			
資産の部合計		2115	負債・資本の合計		2115	

※1-退職給付引当金にはこのほか未計上額がある。

[参考]

2016年度包括外部監査指摘事項-退職給付引当金は、当該事業年度の末日において全職員が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法を採用し、234億円を見込んでいたが、退職給付会計を含む会計基準の改正に伴う影響の平準化を図るため、平成23年度から平成25年度は年間15億円を計上し平成26年度期首では計上不足額が189億円となっていた。

この計上不足額は、会計基準上、会計基準適用初年度である平成26年度から15年間で、均等額の12.6億円を分割計上する方針とし、平成28年3月31日現在の未認識額は163億円となる。この存在は会計基準上、容認されているが、全額負債計上したと仮定すると、91億円の債務超過状態となる。

2022年度未認識(未計上)退職給付引当金は76億円

竹内作成 病院事業会計 貸借対照表(2023年3月31日)

区分		金額(億円)	区分		金額(億円)	
資産	固定資産	1811	負債	固定負債	1736	
	流動資産	303		企業債	1459	
				退職給付引当金	277	
				流動負債	316	
				繰延収益	252	
				負債の部合計	2303	
				資本	資本金	222
					剰余金	△335
					資本剰余金	67
					欠損金	△401
		評価差額	1			
		資本の部合計	△188			
資産の部合計		2115	負債・資本の合計		2115	

未計上の退職給付引当金76億円を追加計上すると、

資本は $\Delta 112 - 76 = \Delta 188$ 億円となることから、債務超過額は拡大する

ポイント

債務超過を回避するための苦肉の分割計上であったが、既に債務超過に陥っていることから、こうした未計上は無用

→未計上の退職給付引当金を計上して実態に即した状態を示すことを検討

資料 1

令和5年10月16日「企業庁」(竹内 英明)

2(1)「地方公営企業法施行規則第8条第3項」が施行されたときに「たな卸資産」を時価評価しなかったことが、「早いタイミングを逸した理由」

① 地方公営企業会計制度の見直しについて(2013年12月 総務省自治財政局公営企業課 通知)

5. たな卸資産の価額

【基本的な方針】

- ① たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付け(則§8③Ⅲ)。
- ② 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができるものとする(則§8③Ⅲ)。

低価法を導入する理由

- たな卸資産の実態を適切に表示することにより、財政状態をより適切に表示できる。

② 地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの(重要性の乏しいものを除く。) 事業年度の末日における時価

資料2

令和5年10月16日「企業庁」（竹内英明）

2(1)「地方公営企業法施行規則第8条第3項」が施行されたときに「たな卸資産」を時価評価しなかったことが、「早いタイミングを逸した理由」

企業庁・地域整備事業会計 貸借対照表(2023年3月31日)

区分		金額(億円)		区分		金額(億円)
資産	固定資産	650	A	負債	固定負債	1092
	①未成事業資産 ※1	750			流動負債	20
	流動資産	126			繰延収益	1
				負債の部合計		1113
				資本	資本金	288
					剰余金	173
					評価差額等	△49
資産の部合計		1526		資本の部合計		412
負債・資本の合計				負債・資本の合計		1526

②決算書 注記 未成事業資産の評価法 ★低価法および原価法 ※2

①未成事業資産の内訳 ※1		評価方法
分譲地	242	32.3% 低価法(時価評価)
進捗調整地(未売出地) ※3	508	67.7% ◆原価法(簿価)
	750	100.0% ※内訳は企業庁計算

③進捗調整地(未売出地) ※3の内訳		
土地取得費	426	
支払利子	76	
管理等	7	
	508	※内訳は企業庁計算

④未成事業資産の時価評価[地方財政健全化法/将来負担比率算定根拠]による貸借対照表との差異

①未成事業資産 ※1	750	A	分譲地(時価)、進捗調整地(未売出地・簿価)の合計
時価評価額「未売出土地」	325	B	分譲地を含む ■未成事業資産 ※1の時価評価額
	△425	A-B	

[地方財政健全化法基準に基づき竹内作成]

企業庁・地域整備事業会計 貸借対照表(2023年3月31日)

区分		金額(億円)		区分		金額(億円)
資産	固定資産	650	A	負債	固定負債	1092
	未成事業資産 ●	325			流動負債	20
	流動資産	126			繰延収益	1
				負債の部合計		1113
				資本	資本金	288
					欠損金 ●	△252
					評価差額等	△49
資産の部合計		1101		資本の部合計 ●		△13
負債・資本の合計				負債・資本の合計		1101

決算書 注記 未成事業資産の評価法 低価法

時価評価による評価減425億円を特別損失として計上すると、資本は412-425=△13億円となる

問題点

- ※1-■未成事業資産-売却可能な分譲地を完成土地として区分せず、未売出地に含めて未成事業資産として一括計上している。
従来からの兵庫方式。これにより会計の実態がよりわかりにくくなっている。
- ※2-★低価法および原価法、-未成事業資産の68%部分にあたる進捗調整地は認められていない原価法(簿価)で評価している。
- ※3-地方公営企業法(政省令含む)では未成事業資産は「たな卸資産」であり、時価評価が義務付けられているが、
兵庫県は●進捗調整地は「たな卸資産」ではないと「独自に」解釈している。
→販売用土地ではないと主張するなら、固定資産に仕分けすべきだが、販売目的で購入しており法的に困難。
→総務省は、未売出地を「たな卸資産」から除外する規定はないと回答している。

ポイント

2009年に施行された地方財政健全化法では、将来負担比率の算定にあたって、宅地造成事業の用地資産全体の時価評価を明確に規定しており、県の独自解釈でも進捗調整地を除外することが不可能だった。

→すぐにでも未成事業資産を低価法(時価)で評価することが可能